**誓　　　　約　　　　書**

「熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金」の交付申請を行うに当たり、

下記の内容について誓約します。

記

１．対象要件を全て満たしています。

２．交付要項及び熊本県が定める交付規則に従います。

３．交付申請書に記載した事項及び添付資料等の提出書類について、事実と相違ありません。

４．提出書類や申出等に虚偽や不正等が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じるとともに、企業名等の情報を公表されることに同意します。

５．熊本県が行う立入検査・報告・関係書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。

６．熊本県から追加で書類の提出依頼があった場合は、速やかにこれに応じます。また追加提出書類を指定した期日までに提出しなかった場合は、不支給、取下げ処理として取り扱われることに同意します。

７．下記のいずれにも該当していません。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

８．サプライチェーン全体で生産性を向上させ、その果実を働く人々に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を上昇させ、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」を図るためには、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を図っていくことが重要との認識を共有します。企業の成長とともに、親事業者と下請事業者の適正な商慣行の定着や、労務費や原材料・エネルギーコストの適切な価格転嫁を推進することができるよう、所掌の範囲の中で必要な取組みを推進します。

令和　年（　　　　年）　　月　　日

熊本県知事　様

所　在　地

名　 　 称

代表者氏名